

国分寺高校東通り周辺地区におけるまちづくりの取組経過

1. まちづくり条例における協働のまちづくりの仕組みについて

まちづくり条例（以下、「条例」）において、市民と市が力を合わせて地域の特性を生かした協働のまちづくりを推進するための仕組みとして4つの（地区・テーマ型・都市農地・推進地区）まちづくり計画を定めている。下表における①から③については、市民等が主体に行う計画づくりであり、④は市が重点的・優先的にまちづくりが必要な地区を指定し、市民参加で計画づくりを行うものである。

まちづくり協議会は、まちづくり計画案を策定する団体として、条例第13条の規定に基づき認定を受けた団体である。

	①地区まちづくり計画	②テーマ型まちづくり計画	③都市農地まちづくり計画	④推進地区まちづくり計画
まちづくり概要	一定の地区における公共施設及び公益施設の整備、土地利用に関する基準の策定並びに環境の保全及び創出を目的とした計画	特定の分野に関する良好なまちづくりを目的とした計画	都市農地の計画的な保全及び活用を目的とした計画	市長が重点的にまちづくりを推進する必要があると認める地区における市街地整備及び都市環境の改善を目的とした計画
対象地区の面積	おおむね3,000㎡以上の地区	特になし	おおむね3,000㎡以上の地区（その面積の2/3以上の土地が都市農地であること）	おおむね1ha以上
計画づくり主体	地区まちづくり協議会	テーマ型まちづくり協議会	都市農地まちづくり協議会	推進地区まちづくり協議会

2. 国分寺高校東通り周辺地区交通安全まちづくり協議会について

(1) 協議会概要

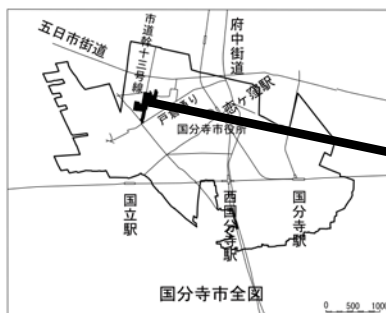
【認定年月日】平成18年2月27日 「地区まちづくり協議会」

【団体の目的】歩行者や住民にとってきわめて危険な状況にある国分寺高校東通りの交通環境の改善を目的とする。

(2) 協議会活動経緯

年度	主な活動内容
平成18年度	●社会実験の実施…市（道路管理課）と協議会の共同申請により、国分寺高校東通りが国土交通省の「くらしのみちゾーン」に指定され、国の補助金を活用し、住民意識調査アンケート、ドライバー自覚促し実験、ハンプ設置、ポストコーン設置、車の交通量・速度調査等を実施。
平成20年度	●通過車両の速度測定調査実施
平成21年度	●まちづくり計画策定のための共益新町自治会会員へのアンケート調査実施（回収率70.4%）
平成22～24年度	●「地区まちづくり計画（原案）」の検討 ●平成25年3月28日 「国分寺高校東通り周辺地区まちづくり計画」（原案）を市に提出

(3) 対象区域



市道幹13号線を挟む区域で新町一丁目，新町二丁目，新町三丁目，並木町二丁目の各一部で，約10.5haの区域

3. 地区まちづくり計画について

(1) 地区まちづくり計画の構成

地区まちづくり計画は、条例第14条の規定に基づき、地区のまちづくりに関する方針「地区まちづくり方針」と地区のまちづくりの具体的な計画「地区まちづくり整備計画」で構成するものであり、条例施行規則により方針及び整備計画の掲げる内容を以下のとおり規定している。

※条例施行規則に掲げる内容（方針・整備計画）

- 土地利用に関すること
- 公共施設及び公益施設の整備に関すること
- 環境・景観まちづくりに関すること
- 防災まちづくりに関すること
- その他良好なまちづくりの推進に関すること

(2) 『国分寺高校東通り周辺地区まちづくり計画』(案)の概要 ※詳細は諮問資料を参照

計画案では、地域の生活道路でもある国分寺高校東通りの交通環境の改善，地区内の居住環境の向上及び改善を進めるため，以下の2つの地区まちづくりの目標を掲げている。

- ① 国分寺高校東通りにおける交通安全宣言通りの実現
- ② 緑豊かな落ち着いたコンパクトで安全な住宅地の実現

上記の目標を達成するため，規則で掲げた内容にあわせ，具体的方針を位置づけ，さらにそれに対応した整備計画を位置付けている。

4. 地区まちづくり計画策定の手続きについて

